

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 號外

○ 懲 罰

昭和十八年十月二十日(水)
海軍大臣官房

海軍公報 (部内限) 號外

0198

海軍公報 (部内限) 號外

二

0199

海軍公報 (部内限) 號外

三

0200

海軍公報
(部内限)
號外

四

0201

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第四千五百二十二號

昭和十八年十月三十一日(木)

海軍大臣官房

○ 令 達

官房備第一四四號ノ七

昭和十七年官房第七八九四號ニ依ル第十五海軍軍用郵便所ハ昭和十八年十月五日ヨリ事務ヲ開始ス

昭和十八年十月五日

海軍大臣

(参照) 三月九日本欄

官房機密第七三五號

當分ノ間「フィッピン」國在勤帝國大使館附海軍職員駐在員ノ經費ハ艦隊經費支辨トシ海軍會計規程第三十九條ノ規定ニ拘ラズ同國駐在主任計科士官ヲシテ之ヲ掌理セシム

昭和十八年十月十四日

海軍大臣

官房經第一一二三號

海軍工廠資金會計歲出科目中左ノ通追加ス

昭和十八年十月十五日

海軍大臣

款	項	目	節	解	疏	會計科目 電信略號
材料 物品費	材料 物品費	諸附 費屬				
			△原積價 見減			
			昭和十八年勅令第一七十一號ニ依ル材料物品ノ原價額トシテ見減額トシテ差額トス			
						アウ

官房軍第一二〇三號

雜役船ノ所屬ヲ左ノ通變更ス

昭和十八年十月二十日

海軍大臣

公稱番號	船種	舊所屬	新所屬	別定數	記事
第四三號	交通船兼曳船				

海軍公報(部内限) 第四千五百二十二號

昭和十八年十月三十一日

一一二五

0202

第四七七號	同	(六十艘)			
第六七〇號	同	(二十艘)			
第五六八號	内	火艇 (十二米)	廣海軍工	第十一海	定數
第三〇二號	運	貨船 (五十五噸積)	廠	軍航空廠	補充
第三三六號	傳	馬船 (十一米)			
第三四〇號	同	(同)			
第三〇三號	同	(六米)			
第三〇五號	内	火傳馬船 (十米)	佐世保海	佐世保海	
第三一九號	運	貨船 (百噸積)	軍軍需部	軍運輸部	同
第二九七號	特	型運貨船 (十四米)	佐伯防備	鎮海海軍 港務部 旅順方面 特別根據 地隊司令 部供用	臨時 附屬
第四六九號	同				

○ 通牒

官房備第二三六號

昭和十八年十月二十日

關係各廳長殿

海軍省 副官

勞務動態調査ニ關スル件照會

首題ノ件ニ關シ厚生次官ヨリ海軍次官宛別紙寫ノ通依
頼有之候條可然取計相成度

(別紙寫添)

厚生省發動第三二六號

昭和十八年七月二十一日

厚生次官 武井 群嗣

海軍次官 澤本 賴雄殿

勞務動態調査ニ關スル件

客月二十五日厚生省令第二十三號ヲ以テ勞務動態調査
規則改正相成候處右ニ件ヒ昭和十四年十二月十一日厚
生省發職第一〇二號ヲ以テ及御依頼候標記ノ件ニ關シ
テモ右ニ準ジ別表様式ニ依リ三月末現在ヲ以テ御調査
相煩度此段及御依頼候也

追テ今回ノ改正ニ依リ年二回ノ調査ヲ一回ニ改メ候
條九月末調査ハ爲サザルニ付爲念申添候

軍需糧第五七號

昭和十八年十月二十日

0203

海軍省軍需局長

關係各廳長殿

精米搗精度ニ關スル件通牒

當分ノ間内地ニ在ル艦船部隊、學校、病院等ニ對スル精米ハ醫療上特ニ必要アルモノノ外玄米ニ對シ搗上リ重量比九割七分(約三分搗)以上ノモノヲ供給ノコトニ取計相成度

尙外地ニ在ル艦船部隊等ニ對シテモ貯藏上其ノ他特種ノ事情アル場合ノ外右ニ準ズルモノトス

昭和十七年軍需糧第七五號及昭和十八年軍需糧第一九號ハ自然消滅トス

(參照) 昭和十七年軍需糧第七五號(一七、一〇、二海軍公報(部内限)、昭和十八年軍需糧第一九號(一八、四、二八海軍公報(部内限))

○辭令

海軍大佐 安藤 錦之助

思想調査委員會委員ヲ命ス

能率増進對策調査委員會委員ヲ命ス

海軍中佐 福屋 正孝

購買名簿調査委員會委員ヲ命ス(附海軍省)

第一課勤務ヲ命ス(附海軍省人事局) 海軍主計中尉 中島 清明

第百三海軍經理部及同ダバオ支部ニ要スル給與及其他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス

右同分任出納官吏ヲ免ス(附支出官 海軍省經理局長)

海軍主計少佐 舛田 正義

○雜款

○永久服役

左記ノ者ハ十月十八日海軍武官服役令第八條ノ規定ニ依リ現役ニ服セシメラル

記

海軍主計大尉 塚越 賢哉

同 内田 實

同 菊地 圭次

同 桂 讓二

同 大東 康一

海軍主計中尉 松木 正久

同 高橋 良夫

○家族移轉料支給上ノ勤務地指定ノ件

海軍公報(部内限) 第四百五百二十二號

昭和十八年十月二十二日

一二二七

昭和十六年官房第七二一號ニ依ル首題ノ件左ノ通

第五十航空戰隊司令部 鹿屋市

第二十七航空戰隊司令部 横濱市(横濱航空基地)

○郵便物再送

自昭和十八年九月二十七日 至昭和十八年九月二十八日 期間吳郵便局ニ到達ノ「トラツク」方面宛郵便物全部亡失セリ

(吳海軍港務部軍用郵便監督官)

○開隊

松山海軍航空隊ハ十月一日愛媛縣温泉郡生石村ニ開隊セリ(假稱愛媛海軍航空隊ハ曩ニ假稱松山海軍航空隊ト改稱セラレ同設立準備事務所ハ九月三十日撤去ス)

舞鶴潜水艦基地隊ハ十月一日舞鶴市長濱ニ開隊セリ

○移轉

宿毛海軍航空隊ハ十月二十日左へ移轉セリ

鹿兒島縣揖宿郡指宿町

指宿航空基地

○事務開始

呂號第百十四潜水艦裝員事務所ハ十月二日川崎神戸造船所内ニ於テ事務ヲ開始セリ

○事務所撤去

呂號第百十三潜水艦裝員事務所ハ十月十二日撤去セリ

○正誤

九月九日附公報(部内限) 通牒欄軍務一機密第七四五號ヲ以テ軍務局長申進ノ陸上部隊ニ關スル件中「達第二百五十四號」ハ「達第二百十四號」ノ、「達第二百五十三號」ハ「達第二百十三號」ノ孰モ誤

0205

(昭和十八年十月二十一日海軍公報(部内限))

勞務動態調査票

昭和 年 月末日現在

(廳廨用)

極秘

0207

主務省名又ハ 道府縣名		二 廳廨所在地			郡	區	町	丁目	番地
		三 廳廨名稱							
種 別 勞務者ノ職業種別性別	四 現在雇傭人員				五 現在雇傭人員ノ 内三ヶ月以上ニ 亙リ勞務ニ從事 セザル者	六 過去一ケ年間ノ雇 入解雇人員			
	總數	12才—19才	20才—39才	40才—59才		1 雇入	2 解雇	3 減耗	
事務従事者	男	人	人	人	人	人	人	人	
	女	人	人	人	人	人	人	人	
技術職員	男	人	人	人	人	人	人	人	
	女	人	人	人	人	人	人	人	
一般勞務者	男	人	人	人	人	人	人	人	
	女	人	人	人	人	人	人	人	

海軍公報 (部内限) 第四千五百二十三號

昭和十八年十月二十二日 (金)

海軍大臣官房

○令 達

官房人機密第五九二號

鎮守府司令長官ハ機關兵曹出身ノ特務士官及准士官中
昭和十九年二月一日現在員ニ就キ自動車關係要務ヲ執
ラシムルニ適當ト認ムル者ニ對シ高等科内火術 (自動
車班) ヲ專修シタルモノト看做スコトヲ得

昭和十八年十月二十一日

海軍大臣

(限 内 部)

官房人機密第五九三號

鎮守府司令長官ハ自動車操縦員ノ經歷ヲ有シ其ノ要務
ヲ執ラシムルニ適當ト認ムル下士官及兵ヲ高等科又ハ
普通科掌内火兵 (自動車班專修者) ト爲スコトヲ得之
ガ取扱ニ關シ左ノ通定ム

昭和十八年十月二十一日

海軍大臣

一 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ海軍工機學校高等科

内火術練習生 (自動車班) ノ教程ヲ卒業シタルモノ
ト看做ス

(イ) 機關科ノ高等科特修兵ニシテ自動車操縦講習

(鎮守府限リ施行ノモノヲ含ム以下同ジ) ヲ修了

シ又ハ自動車操縦講習ヲ修了セザルモ從前ノ規定

ニ依リ各鎮守府ニ於テ普通自動車操縦員ニ認定シ

タル者 (以下自動車操縦員認定者ト稱ス) ニシテ

左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

(二) (一) 自動車操縦員ノ配置ニ在ルモノ

自動車操縦員ノ配置ニ在ラザルモノ内火術 (自動

車班) 專修者ト爲スヲ適當ト認ムルモノ

(ロ) 自動車操縦講習ヲ修了シ又ハ自動車操縦員認定

者タル左ノ上欄ニ掲グル者ニシテ各其ノ相當ノ下

欄ニ掲グル期間自動車操縦員ノ勤務ニ服シ内火術

(自動車班) 專修者ト爲スヲ適當ト認ムルモノ但

シ昭和十九年二月一日現ニ高等科練習生タルモノ

ヲ除ク

海軍公報 (部内限) 第四千五百二十三號 昭和十八年十月二十二日

一一二九

0208

下士官（普通科特修兵）	二年以上
兵 長（普通科特修兵）	三年以上

二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ海軍工機學校普通科
内火術練習生（自動車班）ノ教程ヲ卒業シタルモノ
ト看做ス

(イ) 昭和十九年二月一日現ニ海軍工機學校高等科練
習生中ノ自動車操縦講習ヲ修了シタル者又ハ自動
車操縦員認定者ニシテ内火術（自動車班）専修者
ト爲スヲ適當ト認ムルモノ

(ロ) 無章ノ下士官又ハ兵ニシテ自動車操縦講習ヲ修
了シタル日又ハ自動車操縦員認定者ト爲リタル日
ヨリ四月以上自動車操縦員ノ配置ニ在リテ其ノ勤
務ニ服シタルモノ

三 鎮守府司令長官ハ第一號及第二號ノ該當者ニ對シ
左ノ各號ニ依リ高等科又ハ普通科内火術特技章ヲ付
與スルモノトス

(イ) 本令ニ依リ高等科又ハ普通科特技章ヲ付與スル
期日ハ昭和十九年二月一日トス但シ第二號(イ)ニ依
リ普通科特技章ヲ付與セラルベキ者ニ在リテハ高

等科練習生教程卒業ノ際更ニ之ニ高等科特技章ヲ
付與スルモノトス

(ロ) 高等科又ハ普通科特技章ヲ付與セラレタル者ニ
對シ新ニ服役ノ義務ヲ生ズルコトナシ

(ハ) 勤務日數計算期日ハ昭和十九年一月三十一日ト
ス

(ニ) 特技章ノ成績順位ハ左ニ依ル

(一) 特修兵ニ在リテハ現ニ有スル特技章成績順位
トス

(二) 無章兵ニ在リテハ自動車操縦講習修業成績順
位トス但シ自動車操縦員認定者ニシテ成績順位
ヲ附シ難キ者ニ就テハ順位ヲ附セズ

四 在籍鎮守府司令長官ハ機關科以外ノ下士官又ハ兵
ニ對シ特技章付與ノ日ヲ以テ現官階ト同官等ノ機關
科ノ下士官ニ任用シ又ハ同職階ノ機關科ノ兵ニ轉科
セシメ若ハ兵種ヲ變更スルモノトス

五 昭和十九年二月一日以降實施スル自動車操縦講習
ハ昭和十四年官房機密第六五八九號及昭和十七年官
房機密第一五五六一號別冊第七號ニ依リ實施スルモ
ノトシ別ニ令ナクシテ之ヲ内火術特技兵（自動車
班）講習トス

六 昭和十九年二月一日現ニ自動車操縦講習ヲ修了シ又ハ自動車操縦員認定者タル自動車操縦員ノ配置ニ在ル無章兵ニシテ本令ニ依リ特技章ヲ付與セラルルニ至ラザル者ハ同日以後之ヲ前號ニ依ル内火術特技兵(自動車班)講習修了者ト看做ス但シ自動車操縦講習修了者ニシテ昭和十九年二月一日ニ於テ普通自動車操縦技倆檢定合格證又ハ普通自動車操縦認定書ヲ所持セザル無章兵ハ爾後同檢定合格證又ハ認定書ヲ下付セラレタルトキ新ニ内火術特技兵(自動車班)ト爲リタルモノトス

七 従前ノ規定ニ依ル自動車操縦講習及昭和十九年二月一日以後内火術特技兵(自動車班)講習ヲ受講セザルモ自動車ノ操縦ニ關スル經歷ヲ有シ別ニ定ムル技倆檢定ニ合格シ特別講習ヲ修習シタル者ハ同講習ヲ修了シタルトキ之ヲ昭和十四年官房機密第六五八九號ニ依ル内火術特技兵(自動車班)ト爲リタルモノトス

八 本令ニ依リ普通科掌内火兵(自動車班)ト爲リタル者(第二號イ該當者ヲ除ク)ハ其ノ特技章ヲ付與シタル日ヨリ六月以上勤務ニ服シタルトキ海軍工機學校規則第二十一條第三號ノ規定ニ拘ラズ高等科内

火術練習生(自動車班)ニ之ヲ選抜及採用スルコトヲ得

附則

昭和十三年官房第二六號ハ昭和十九年二月一日限り之ヲ廢止ス

本年官房教機密第六六號、同第一六五號及同第二六四號(自動車操縦講習修了者等ヲ除ク)又ハ同第一七三號ニ依ル講習修了者ハ之ヲ前項ニ依ル自動車操縦講習修了者ト看做ス但シ勤務日數ハ講習修了ノ日ヨリ之ヲ起算ス

(參照)

昭和十三年官房第二六號ハ下士官兵自動車操縦講習規程ナリ(諸例則卷三、八五〇ノ五)

昭和十四年官房機密第六五八九號ハ各種特技兵臨時講習致ニ人事取扱ニ關スル件ナリ(内令提要卷一、六七〇ノ一)

昭和十七年官房機密第一五五六一號ハ大東亞戰爭中各種練習生及各種講習員ノ選抜及採用等ニ關スル特例ナリ(内令提要卷一、六七〇ノ一)

昭和十八年官房教機密第六六號ハ上海海軍特別陸戰隊ニ於ケル自動車操縦講習實施ニ關スル件ナリ

昭和十八年官房教機密第一六五號及同第二六四號ハ除雪自動車取扱整備講習ニ關スル件ナリ

昭和十八年官房教機密第一七三號ハ下士官兵自動車操縦講習員ノ急速養成ニ關スル講習ノ件ナリ

官房空機密第八號ノ三五二

昭和十八年十月二十一日

海軍大臣

各鎮守府司令長官
各警備府司令長官 殿

兵器籌改正ノ件通達

艦船部隊兵器籌整備長主管ノ部中別表ノ通改正シ之ニ
伴フ處理要領ヲ左記ノ通定ム

記

- 一 從來機体附屬タリシモノハ定數内元受シ過剩ノモノハ速ニ最寄海軍航空廠ニ還納セシムベシ
 - 二 前項ニ依リ還納受セル各海軍航空廠ハ兵器經理規程第二十九條ニ依ルノ外別紙様式ニ依リ海軍航空本部ニ通報セシムベシ
 - 三 新規定數設定艦船部隊ニ對スル供給ハ昭和十八年十二月以降トス
- 但シ外戰部隊ノ要求ニ對シテハ其ノ限リニ非ラズ

(別紙)

機密第 號ニ依ル兵器還納受通報

品名	數稱	數		合計	記事
		良品	要修理ノモノ		

(別表添)

○通牒

官房空第三四〇號

昭和十八年十月二十一日

海軍省副官

關係各廳長殿

兵器經理規程ニ關スル件通知

兵器經理規程中海軍航空本部關係兵器ニ關スル規定ハ
昭和十八年十一月一日以降自然消滅ノ義ト了知相成度

軍需糧第五六號

昭和十八年十月二十一日

海軍省軍需局長

海軍省經理局長

關係各廳長殿

通牒自然消滅ノ件通知

昭和九年軍需糧第一六七號、昭和十三年軍需糧第八〇號、昭和十六年軍需糧第一四三號及昭和十七年軍需糧第四〇號ハ自然消滅ト了知相成度

(参照) 昭和九年軍需糧第二六七號(海軍會計法規類集二卷二九七頁)
昭和十三年軍需糧第八〇號(同 二卷二九六頁)
昭和十六年軍需糧第一四三號(海軍機密會計法規類集三頁)
昭和十七年軍需糧第四〇號(同 一二三頁)

艦本第一四號ノ四二六〇

昭和十八年十月二十一日

海軍艦政本部長

關係各歳入徴收官
關係各廳長 殿

診療費計算書ニ關スル出納主任ノ件申追
加ノ件通牒

昭和十四年艦本第一〇二四號ノ一三首題通牒中左記ノ
通追加ス

記

歳入徴收官 所在地名	應	名
川 棚	川 棚	海軍工廠

海軍公報(部内限)第四百五百二十三號

昭和十八年十月二十二日

一一三三

鈴鹿	鈴鹿海軍工廠
寒川	相模海軍工廠
沼津	沼津海軍工廠
姫路	第二海軍衣糧廠

(参照) 昭和十四年艦本第一〇二四號ノ一三首題別紙寫ノ通

(別紙寫)

艦本第一〇二四號ノ一三

昭和十四年八月二十四日

海軍艦政本部長

關係各歳入徴收官
關係各廳長 殿

診療費計算書ニ關スル出納主任ノ件通牒

左記各廳ニ於ケル海軍共濟組合出納主任ヲ昭和三年達
第百五號健康保險被保險者診療規則第十二條第一號ニ
依ル海軍共濟組合出納主任ニ指定ス

(昭和十五年艦本第一〇五九四號)改正
(昭和十六年艦本第一〇四號ノ二六二〇號)追加
(同 艦本第一〇四號ノ六二八〇號)追加

記

所入徴收官 所在地名	應	名
東京	海軍技術研究所	
横須賀	横須賀海軍工廠	
吳	吳海軍工廠	
佐世保	佐世保海軍工廠	
廣	廣海軍工廠	
舞鶴	舞鶴海軍工廠	
豊川	豊川海軍工廠	
光	光海軍工廠	
大村	第二十二海軍航空廠	
船岡	第一海軍火藥廠	
平塚	第二海軍火藥廠	
大湊	大湊海軍工作部	
横濱	第一海軍燃料廠	
四日市	第二海軍燃料廠	

徳山	第三海軍燃料廠
新原	第四海軍燃料廠
霞ヶ浦	第一海軍航空廠
木更津	第二海軍航空廠

○表彰

海軍中佐 小園安名

右者夜間空中戦闘用射撃兵装ヲ考案改装シ之ヲ作戦ニ
 實用シテ甚大ナル戦果ヲ收メタリ本考案ハ帝國海軍夜
 間空中戦闘ノ方式ヲ一新シタルノミナラズ將來機ニ對
 スル射撃兵装ニ一大革新ヲ齎セルモノニシテ帝國海軍
 ニ貢獻セル所洵ニ大ナリ

仍テ金杯壹組ヲ授與シ茲ニ之ヲ表彰ス

昭和十八年九月十八日

海軍大臣

○辭令

軍令部出仕海軍中佐 白井 淑郎
 第三部第七課勤務ヲ免シ第三部勤務ヲ命ス
 特務班勤務ヲ命ス(十五期軍令部) 江口 穂積
 同
 海軍中佐 渡名喜 守定
 兼報道部第一課同第二課勤務ヲ命ス(十五期) 大本營海軍部

○ 雜 款

○ 艦政本部大阪倉庫使用ニ關スル件照會
 最近各廳ヨリ屢々首題倉庫使用ノ申出アリ甚シキハ事前何等ノ連絡ナク商人ヲシテ材料物品ヲ持込マシムル向モアリ處理上支障有之
 右倉庫ハ艦政本部諸準備材料保管専用ノモノニシテ常時殆ド餘積ナキ實情ニ付要望ニ應ジ得ザル場合多ク候若シ作業應其ノ他ニ於テ萬已ムヲ得ス使用セントスル場合ハ事前必ス當監ニ連絡協議相成度
(在大阪海軍監督長)

○ 事務開始
 波勝艦裝員事務所ハ十月十日兵庫縣相生市播磨造船所内ニ於テ事務ヲ開始セリ
 追テ十月三十一日事務所撤去ノ豫定

第七三二海軍航空隊ハ十月二日豊橋海軍航空隊ニ於テ事務ヲ開始セリ
 第二百三十二設營隊事務所ハ十月十日舞鶴海軍施設部内ニ於テ事務ヲ開始セリ
 驅逐艦岸波艦裝員事務所ハ十月十六日神奈川縣横須賀市谷戸六番地浦賀船渠株式會社浦賀造船所内ニ於テ事務ヲ開始セリ

○ 事務所撤去
 第四十五號驅潛艇艦裝員事務所ハ十月十五日之ヲ撤去セリ

○ 考課表等送達ニ關スル件照會
 自今當隊宛轉勤者ノ考課調査表、技倆調査表ハ嚴重密封ノ上本人ニ持參センメラレ度
(第三三一海軍航空隊)

官房空機密第八號ノ三五二別表

品名	機種	陸上	内戦部隊	外戦部隊	艦船	零式艦上戦闘機	九一式艦上爆撃機	二式艦上偵察機	天	二式陸上偵察機	陸上攻撃機	零式水上偵察機	零式観測機	零式小型水上機	摘要		
																星	山
主翼折疊挺	個	陸上	内戦部隊	4					4						一 各部隊ニ配布兵器簿整備長主管ノ部中定数ニ關スル注意ニ依ル 二 本表ハ二隊(常用機)ノ定数ヲ示ス 定数算定法 別ニ補用機数ト補用機数ノ二分ノ一ヲ加フ 艦内吊上索アルモノハ(翼吊上索)陸上吊上索ト同数供給ス		
			外戦部隊	6					6								
			艦船	9						9							
拘提鉤	個	陸上	内戦部隊														
			外戦部隊														
			艦船	18	18					18	18						
尾部擔棒	個	陸上	内戦部隊	3					3								
			外戦部隊	3					3								
			艦船	6	6					6	6						
尾輪把柄	個	陸上	内戦部隊	4	4				4	4							
			外戦部隊	6	6				6	6							
			艦船	6	6					6	6						
機体吊上索	組	陸上	内戦部隊	3	3				3	3	3	3	3				
			外戦部隊	3	3				3	3	3	3	3				
			艦船	6	6					6	6	16	16	16			
ジャッキ受	個	陸上	内戦部隊						6								
			外戦部隊						6								
			艦船							8							
吹流曳航支基共	組	陸上	内戦部隊	9	9				6	6		6	6				
			外戦部隊	4	4				3	3		3	3				
			艦船	4	4					3	3		3	3			
升降用梯子	個	陸上	内戦部隊							5	5	4					
			外戦部隊								6	5	3				
			艦船										6				
蓄電池用 スポット	個	陸上	内戦部隊	5	5				5	5	5	3	3				
			外戦部隊	5	5				5	5	5	3	3				
			艦船	5	5					5	5		3	3			

別表

(昭和十八年十月二十二日海軍公報(部内限))

(限 部)

海軍公報 (部内限) 號外

○ 令 達

昭和十八年十月二十二日(金)
海軍大臣官房

官房軍第一八五號

昭和十七年度新造計畫雜役船ノ公稱番號、船種、所屬等ヲ左ノ通定ム

昭和十八年十月十五日

海軍大臣

公稱番號	種	所屬	定數	別	製造訓令番號		計畫番號	竣工豫定期日	備考
					製造所	契約納所			
第一〇三號	曳船 (百五十噸)	海軍兵學校	定數補充		昭和十七年官房機密第一五三九六號(吳)		一〇三	昭和十九年二月末日	
第一〇四號	同	海軍潜水學校	同				一〇四	同	
第一〇五號	同	第二十一海軍航空廠	同				一〇五	同	
第一〇六號	同	佐世保海軍工廠	同		昭和十七年官房機密第一五三九七號(佐世保)		一〇六	同	
第一〇七號	同	鎮海海軍工作部	同		昭和十七年官房機密第一五三九八號(鎮海)		一〇七	同	

海軍公報 (部内限) 號外

0216

第一六八號	曳	高維海軍軍需部	定數補充	昭和三十七年官房機密第一五三九三號(馬公)	五十五	昭和三十八年十一月末日年
第一六九號	同 (百艘)	海軍工作學校	同	昭和三十七年官房機密第一五三九五號(橫須賀)	二十	昭和三十八年八月末日年
第一七〇號	同 (同)	橫須賀第二海兵團	同	昭和三十七年官房機密第一五三九七號(佐世保)	二十	昭和三十八年七月末日年
第一七一號	同 (同)	佐世保第二海兵團	同	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年四月末日年
第一七二號	同 (同)	舞鶴第二海兵團	同	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(馬公)	二十	昭和三十八年六月末日年
第一七三號	同 (同)	高雄海軍軍需部	同	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年七月末日年
第一七四號	同 (同)	舞鶴海軍港務部	公稱第三五八號 代船(定數)	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年七月末日年
第一七五號	交通船兼曳船 (六十艘)	第五十一海軍航空廠	定數補充	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年九月末日年
第一七六號	内 火艇 (十五米)	舞鶴潛水艦基地隊	同	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年八月末日年
第一七七號	同 (十一米)	追濱海軍航空隊	同	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年九月末日年
第一七八號	同 (同)	詫間海軍航空隊	同	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年八月末日年
第一七九號	飛行機救難船 (三百艘)	同	同	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年十二月末日年
第一八〇號	同 (同)	同	同	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年十月末日年
第一八一號	同 (同)	同	同	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年九月末日年
第一八二號	同 (同)	同	同	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年八月末日年
第一八三號	同 (同)	同	同	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年七月末日年
第一八四號	同 (同)	同	同	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年六月末日年
第一八五號	同 (同)	同	同	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年五月末日年
第一八六號	同 (同)	同	同	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年四月末日年
第一八七號	同 (同)	同	同	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年三月末日年
第一八八號	同 (同)	同	同	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年二月末日年
第一八九號	同 (同)	同	同	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年一月末日年
第一九〇號	同 (同)	同	同	昭和三十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	二十	昭和三十八年十二月末日年

第一九二號	第一九三號	第一九四號	第一九五號	第一九六號	第一九七號	第一九八號	第一九九號
同	同	同	同	同	同	同	同
(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)
	洲ノ埼海軍航空隊	鎮海海軍航空隊	松山海軍航空隊	洲ノ埼海軍航空隊	舞鶴潛水艦基地隊	吳潛水艦基地隊	横須賀潛水艦基地隊
同	同	同	同	同	同	同	同
昭和十七年官房機密第 一七二二號	昭和十七年官房機密第 九七四九號(横須賀) 一七二二〇	昭和十七年官房機密第 九七四九號ノ六(鎮海) 一七二〇五	昭和十七年官房機密第 九七四九號ノ三(佐世保) 一七二〇五	昭和十七年官房機密第 九七四九號(横須賀) 一七二〇五	昭和十七年官房機密第 九七四九號ノ四(舞鶴) 一七二〇五	昭和十七年官房機密第 九七四九號ノ二(吳) 一七二〇五	昭和十七年官房機密第 九七四九號 一七二〇五
同	九同 月 末 日年	七同 月 末 日年	九同 月 末 日年	十同 月 末 日年	十同 月 末 日年	八同 月 末 日年	

0218

第一九三號	カッ	松山海軍航空隊		九七四九號ノ二(吳)	二一三六	七月末日
第一九三號	(同)		定數補充	昭十七官房機密第 九七四九號ノ三(佐世保)	二一三三	昭和十八年 九月末日
第一九四號	(同)	追濱海軍航空隊	同	昭十七官房機密第 九七四九號(横須賀)	二一三二	十月末日
第一九五號	(同)				二一三二	
第一九六號	(同)	松山海軍航空隊	同	昭十七官房機密第 九七四九號ノ二(吳)	二一三三	七月末日
第一九七號	(同)				二一三三	
第一九八號	(同)	釜山海軍航空基地 (假稱)	同	昭十七官房機密第 九七四九號ノ六(鎮海)	二一三三	
第一九九號	(同)				二一三三	
第二〇〇號	(同)	大湊海軍工作部	同	昭十七官房機密第 一五三九一號(大湊)	二一三七	
第二〇一號	(同)	鎮海海軍工作部	同	昭十七官房機密第 一五三九二號(鎮海)	二一三八	九月末日
第二〇二號	(同)	馬公海軍工作部	同	昭十七官房機密第 一五三九三號(馬公)	二一三九	
第二〇三號	(同)	吳海軍工廠	同	昭十七官房機密第 一五三九六號(吳)	二一四〇	十月末日
第二〇四號	(同)	佐世保海軍工廠	同	昭十七官房機密第	二一四〇	同
第二〇五號	同					

海軍公報 (部内限) 號外

第百零六號	同	(同)	舞鶴海軍工廠	同	一五三九七號(佐世保)	至百一四三	六月末日
第百零九號	同	(同)	海軍機雷學校	同	昭和十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	自百一四四 至百一四六	十月末日
第百一號	同	(十二米)	第十一海軍航空廠	同	昭和十七年官房機密第一五三九五號(橫須賀)	百一四九 百一五〇	十月末日
第百一四號	同	(同)	第十一海軍航空廠	同	昭和十七年官房機密第一五三九六號(吳)	百一五三 百一五四 百一五五	七月末日
第百一五號	同	(同)	大分支廠	同	昭和十七年官房機密第一五三九七號(佐世保)	百一五三 百一五四 百一五五	六月末日
第百一六號	同	(同)	松山海軍航空隊	同			
第百一七號	同	(同)	美保海軍航空隊	同			
第百一八號	同	(同)	第二十一海軍航空廠	同	昭和十七年官房機密第一五三九七號(佐世保)	百一五三 百一五四 百一五五	六月末日
第百一九號	同	(同)	第二十一海軍航空廠	同			
第百二〇號	同	(同)	第二十一海軍航空廠	同			
第百二一號	同	(同)	第二十一海軍航空廠	同	昭和十七年官房機密第一五三九七號(佐世保)	百一五三 百一五四 百一五五	六月末日
第百二二號	同	(同)	第二十一海軍航空廠	同			
第百二三號	同	(同)	第二十一海軍航空廠	同			
第百二四號	同	(同)	第二十一海軍航空廠	同	昭和十七年官房機密第一五三九七號(佐世保)	百一五三 百一五四 百一五五	六月末日
第百二五號	同	(同)	第二十一海軍航空廠	同			
第百二六號	同	(同)	第二十一海軍航空廠	同			
第百二七號	同	(同)	第二十一海軍航空廠	同	昭和十七年官房機密第一五三九七號(佐世保)	百一五三 百一五四 百一五五	六月末日
第百二八號	同	(同)	第二十一海軍航空廠	同			
第百二九號	同	(同)	第二十一海軍航空廠	同			
第百三〇號	同	(同)	第二十一海軍航空廠	同	昭和十七年官房機密第一五三九七號(佐世保)	百一五三 百一五四 百一五五	六月末日
第百三一號	同	(同)	第二十一海軍航空廠	同			
第百三二號	同	(同)	第二十一海軍航空廠	同			
第百三三號	同	(同)	第二十一海軍航空廠	同	昭和十七年官房機密第一五三九七號(佐世保)	百一五三 百一五四 百一五五	六月末日
第百三四號	同	(同)	第二十一海軍航空廠	同			
第百三五號	同	(同)	第二十一海軍航空廠	同			

0220

第百四號	第百五號	第百六號	第百七號	第百八號	第百九號	第百十號	第百十一號	第百十二號	第百十三號	第百十四號	第百十五號	第百十六號	第百十七號	第百十八號	第百十九號	第百二十號
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)
佐世保海軍軍需部	指宿海軍航空隊 (假稱)	宮崎海軍航空隊 (假稱)	高知海軍航空隊 (假稱)	松山航空基地 (假稱)	茂原航空基地 (假稱)	河和海軍航空隊 (假稱)	追濱海軍航空隊	三重海軍航空隊	香取航空基地	下關防備隊	紀伊防備隊	橫須賀海軍軍需部	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和十七年官房機密第一五三九七號(佐世保)	昭和十七年官房機密第一五三九六號(吳)	昭和十七年官房機密第一五三九五號(橫須賀)	昭和十七年官房機密第一五三九六號(吳)	昭和十七年官房機密第一五三九五號(橫須賀)	昭和十七年官房機密第一五三九五號(橫須賀)	昭和十七年官房機密第一五三九五號(橫須賀)	昭和十七年官房機密第一五三九五號(橫須賀)	昭和十七年官房機密第一五三九五號(橫須賀)	昭和十七年官房機密第一五三九五號(橫須賀)	昭和十七年官房機密第一五三九五號(橫須賀)	昭和十七年官房機密第一五三九五號(橫須賀)	昭和十七年官房機密第一五三九五號(橫須賀)	昭和十七年官房機密第一五三九五號(橫須賀)	昭和十七年官房機密第一五三九五號(橫須賀)	昭和十七年官房機密第一五三九五號(橫須賀)	昭和十七年官房機密第一五三九五號(橫須賀)
一七三三	一七二二	一七〇七	一七二二	一七二二	一七二二	一七二二	一七〇七	一七〇七	一七〇七	一七〇七	一七〇七	一七〇七	一七〇七	一七〇七	一七〇七	一七〇七
七同 月 末 日年	九同 月 末 日年	七同 月 末 日年	九同 月 末 日年	九同 月 末 日年	九同 月 末 日年	七同 月 末 日年	九同 月 末 日年	九同 月 末 日年	九同 月 末 日年	九同 月 末 日年	九同 月 末 日年	九同 月 末 日年	九同 月 末 日年	九同 月 末 日年	九同 月 末 日年	九同 月 末 日年

0221

第六四九號	同	(同)	舞鶴海軍施設部	同	昭和十七年官房機密第一五三九八號(舞鶴)	一七一九	十	同	年
第六四〇號	同	(同)	樺山航空基地(假稱)	同	昭和十七年官房機密第一五三九二號(鎮海)	一七二〇	十	同	年
第六四一號	同	(同)	大湊海軍施設部	同		一七二一	十	同	年
第六四二號	同	(同)	濟州島海軍航空隊(假稱)	同	昭和十七年官房機密第一五三九二號(鎮海)	一七二二	七	同	年
第六四三號	同	(同)	麗水海軍航空隊(假稱)	同		一七二三	七	同	年
第六四四號	同	(同)	釜山航空基地(假稱)	同	昭和十七年官房機密第一五三九二號(鎮海)	一七二四	十	同	年
第六四五號	同	(同)	鎮海海軍施設部	同		一七二五	十	同	年
第六四六號	同	(同)	横須賀海軍施設部(第四施設部供用)	同	昭和十七年官房機密第一五三九二號(鎮海)	一七二六	七	同	年
第六四七號	同	(同)				同	一七二七	七	同
第六四八號	傳	(馬十二米)	横須賀海軍施設部	同	昭和十七年官房機密第一五三九二號(鎮海)	一七二八	十	同	年
第六四九號	同	(同)	同	同		一七二九	十	同	年
第六五〇號	同	(同)	横須賀海軍港務部	同	昭和十七年官房機密第一五三九二號(鎮海)	一七三〇	十	同	年

第百六十九號	同	(同)	茂原航空基地 (假稱)	同		一七二五	七同 月 末 日年
第百七十號	同	(同)	五井海軍航空隊 (假稱)	同		一七二六	
第百七十一號	同	(八米)				一七二七	
第百七十二號	同	(同)	舞鶴潜水艦基地隊	同	昭和十七年官房機密第 九七四九號ノ四(舞鶴)	一七二八	四同 月 末 日年
第百七十三號	同	(十米)				一七二九	
第百七十四號	同	(同)	松山航空基地 (假稱)	同		一七三〇	九同 月 末 日年
第百七十五號	同	(同)	麻里布海軍航空隊 (假稱)	同	昭和十七年官房機密第 九七四九號ノ二(吳)	一七三一	三同 月 末 日年
第百七十六號	同	(八米)				一七三二	
第百七十七號	同	(同)	松山海軍航空隊	同		一七三三	
第百七十八號	同	(同)				一七三四	
第百七十九號	同	(同)	吳潜水艦基地隊	同	昭和十七年官房機密第 九七四九號ノ二(吳)	一七三五	十同 月 末 日年
第百八十號	同	(同)				一七三六	
第百八十一號	同	(同)	隊	同	昭和十七年官房機密第 九七四九號(横須賀)	一七三七	八同 月 末 日年
第百八十二號	同	(十米)	横須賀潜水艦基地	同		一七三八	
第百八十三號	同	(同)				一七三九	
第百八十四號	傳	(八米) 船	海軍潜水學校	定數補充	昭和十七年官房機密第 九七四九號ノ二(吳)	一七四〇	六同 月 末 日

0223

第六三號	橋 (十三米、四米)	館山海軍砲術學校	定數充補	昭和一十七年官房機密第一五五〇七號(橫須賀)	平四	昭和十八年十月末日	
第六四號	同	海軍航海學校	同	昭和一十七年官房機密第一五五〇七號(橫須賀)	平四	同	
第六五號	同	海軍機雷學校	同		平四	同	
第六六號	同	橫須賀第二海兵團	同	昭和一十七年官房機密第一五五〇七號(鎮海)	平三	同	
第六七號	同 (十五米、五米)	鎮海海軍工作部	公稱第三三四二號代船(定數)		平三	同	
第六八號	鑽孔船	橫須賀海軍施設部	臨時附屬	昭和一十七年官房機密第一五五〇七號(橫須賀)	平一	同	
第六九號	同	吳海軍施設部	同	昭和一十七年官房機密第一五五〇八號(吳)	平一	同	
第七〇號	同	佐世保海軍施設部	同	昭和一十八年官房機密第一五五〇九號(佐世保)	平一	同	
第七一號	糧食配給艇 (二十米)	橫須賀海軍軍需部	定數充補	宇品造船所 吳工廠	十四年度ノ	完成	木製

○正誤

六月十一日公報 (部内限) 號外官房軍第六五一號公稱番號ノ欄中

第六〇三五號
第六〇三六號
第六〇三七號

第六三九五號
第六三九六號
第六三九七號

ノ誤

十月一日公報 (部内限) 官房軍第一一九號公稱番號ノ欄中

第一八七號
第一八四號

第一八七號
第一八五號

ノ誤

0231

海軍公報 (部内限) 第四千五百二十四號

海軍大臣官房

昭和十八年十月二十五日(月)

○令 達

官房人機密第五八四號

昭和十七年官房機密第二五六一號中左ノ通改正ス

昭和十八年十月二十日

海軍大臣

本文中「昭和十三年官房第二六號下士官兵自動車操縦講習規程」ヲ削ル

別冊中

第一號(イ)及(ロ)第一項ヲ左ノ如ク改メ(ニ)及(ヘ)ヲ削ル

(イ) 高等科各種練習生ノ採用試験ハ之ヲ行ハズ

(ロ) 鎮守府司令長官ハ所轄長ノ選抜ニ依ルコトナ

ク直接高等科各種練習生ヲ指名採用スルモノト

ス

同號(ハ)及(ホ)中「選拔スルコトヲ得」ヲ「採用スルコ

トヲ得」ニ改メ(ホ)ヲ(ニ)トシ(ト)ヲ(ホ)トス

第三號(ホ)表中「機關科普通科各種練習生」ヲ

「機關科(機關兵出身)普通科各種練習生」ニ、

普通科内火術(機關兵以外出身)練習生

「整備科(整備兵出身)普通科各種練習生」ヲ「整備

整備科(水兵出身)普通科各種練習生」ニ、

整備科(機關兵出身)普通科各種練習生」ヲ「整備

科普通科各種練習生」ニ改メ備考ヲ削ル

第六號ヲ削ル

第七號(イ)表選抜範圍科別ノ欄中「水兵科

科」ニ、機關術、内火術、電機術ノ項「機關科」ヲ

「機關科(但シ内火術(自動車班)ニ在リテハ水兵

科、整備科及機關科)ニ改メ同號(ハ)中「水兵科又

ハ機關科ノ下士官ニシテ兵器整備術特技兵又ハ飛行

機整備術特技兵ト爲リタル者」ヲ「機關兵曹ニ非ザ

ル下士官ニシテ内火術特技兵ト爲リタル者」ニ、「整

備科」ヲ「機關科」ニ改メ第七號ヲ第六號トス

附則第一號中「(ニ)ヲ除ク」及「自動車操縦講習員

又ハ」ヲ削リ「第一號(ヘ)及(ト)ヲ「第一號(ホ)ニ改

メ同號末尾ニ左ノ但書ヲ加フ

(限) 内 (部)

海軍公報(部内限) 第四千五百二十四號

昭和十八年十月二十五日

一一三七

0232

右ノ團體	及鑛員ニシテ海軍大臣ノ指定シタルモノ	
	中央表彰候補員數	地方表彰候補員數
工場事業場管理令ニ依ル工場事業場ノ管理者(經營擔當者ヲ含ム)若ハ其ノ團體又ハ經營者トハ他ノ勤勞者トノ團體	中央表彰候補員數	地方表彰候補員數
	二	八
	二	六
	一	四
	一	二
	一	一
	一	一
	一	一
	一	一
	一	一
海軍大臣ヲ主務大臣トスル事業ノ工場事業場ノ經營者(經營擔當者ヲ含ム)若ハ其ノ團體又ハ經營者トハ他ノ勤勞者トノ團體	中央表彰候補員數	地方表彰候補員數
	二	八
	二	六
	一	四
	一	二
	一	一
	一	一
	一	一
	一	一
	一	一
海軍大臣ヲ主務大臣トスル事業ノ工場事業場ノ經營者(經營擔當者ヲ含ム)若ハ其ノ團體又ハ經營者トハ他ノ勤勞者トノ團體	中央表彰候補員數	地方表彰候補員數
	二	八
	二	六
	一	四
	一	二
	一	一
	一	一
	一	一
	一	一
	一	一
海軍大臣ヲ主務大臣トスル事業ノ工場事業場ノ經營者(經營擔當者ヲ含ム)若ハ其ノ團體又ハ經營者トハ他ノ勤勞者トノ團體	中央表彰候補員數	地方表彰候補員數
	二	八
	二	六
	一	四
	一	二
	一	一
	一	一
	一	一
	一	一
	一	一

海軍公報(部内限)第四千五百二十四號 昭和十八年十月二十五日 一一三九

0234

- 六 海軍ノ事業ニ使用セララルル船員又ハ其ノ團體ニシテ特別表彰事項ニ該當シ特ニ今期普通表彰ニ際シ表彰スルヲ適當ト認ムルモノアルトキハ第一號所定ノ員數外トシテ所定ノ手續ヲ爲スモノトス
- 七 工場事業場ノ經營者又ハ經營該當者ノ個人表彰ハ特ニ團體表彰員數ト區別シ割當セザルヲ以テ第一號割當員數ノ範圍内ニテ之ヲ實施スルモノトス

○通牒

官房備第二三七號

昭和十八年十月二十二日

海軍 次官

- 各鎮守府司令長官
- 各警備府司令官
- 海軍省軍需局長
- 海軍艦政本部長
- 海軍航空本部長
- 海軍施設本部長
- 海軍水路部部長

殿

勤勞願功章令及同施行細則改正ニ關スル件申進

昭和十七年九月十八日勤勞願功章令ノ制定公布ニ依リ勤勞ノ榮譽ヲ顯彰スル國家的表彰制度確立セラレ勤勞

者ノ士氣ヲ鼓舞シ戰時下生産力ノ増強ニ資スル所大ナルモノアリタル處總力戰下ニ於ケル勤勞總力發揮ノ見地ヨリ其ノ適用範圍ヲ擴張スル爲本年六月二十三日勅令第五百二十七號ヲ以テ全面的ニ改正セラレ之ニ伴ヒ同令施行規則モ本年十月六日海軍省令第四十一號ヲ以テ新ニ制定(昭和十七年達第三三七號海軍勤勞功章令施行規則廢止)セラレ九月十七日ヨリ適用セララルコトト相成候ニ付テハ之ガ實施ニ當リテハ左記各號ニ留意シ本制度所期ノ目的達成ニ關シ萬遺憾ナキヲ期セラレ度

記

第一 改正ノ要領

- 一 勤勞願功章令(以下令ト稱ス)第一條ノ改正ニ依リ表彰ノ對象ハ従前ノ工場、鑛山及之ニ關聯スル事業場ノ勤勞者ノ外當該産業ニ従事スル全勤勞者ニ及ビ得ル如ク擴張セラル但シ官業ニ在リテハ判任官以上ハ之ヲ含マズ
- 二 表彰ノ對象タル勤勞者ノ従事スル産業ハ工業(土木建築ヲ含ム)、鑛業(砂鑛及土石採取ヲ含ム)ノ外交通業(通信業ヲ含ム)、農林畜水産業及商業ニ擴張セラレタルヲ以テ海軍ニ於テモ本年九月

0235

達第二百二十六號ノ通其ノ範圍ヲ擴張セラレタリ
 三 前號ノ產業ニ從業スル勤勞者ノ外其ノ團體ニシ
 テ協同勤勞ニ依リ勤勞報國ノ實ヲ擧ゲ他ノ模範タ
 ルモノ又ハ危難ヲ顧ミズ其ノ職責ヲ盡シ其ノ行爲
 他ノ模範タルモノ(空襲敵襲其ノ他非常ノ場合船
 舶、工場、鑛山等ニ於ケル該當行爲ヲ含ム)ニ付
 テハ個人ノ場合ニ準ジ表彰シ得ル如ク改正セラレ
 四 前號ノ團體表彰ニ對シテハ中央表彰ニ在リテハ
 勤勞顯功賞狀、地方表彰ニ在リテハ勤勞賞狀ヲ授
 與スルモノトセラレ

第二 取扱

一 令第六條及第七條ニ依リ海軍大臣ノ表彰スル對
 象ハ施行規則第九條ニ明示セラレタルモ尙左ノ各
 號ニ依リ處理ス
 (イ) 艦管備人ニ付テハ大東亞戰爭中所屬艦船部隊
 ノ所管鎮守府司令長官ニ於テ之ヲ表彰スルコト
 (ロ) 海軍ノ事業ニ使用セラルル船員又ハ其ノ團體
 ノ表彰ハ普通表彰ニ在リテハ船員手帳其ノ他表
 彰審査ノ資料等ノ關係モアリ船員ニ關スル主務
 省タル遞信省ニ於テ之ヲ實施シ特別表彰中海軍
 大臣ニ於テ表彰スルヲ適當トスルモノハ海軍ニ

於テ銓衡ノ上實施シ他ハ遞信省ニ移牒ノコトニ
 關係省間ニ協定濟ニ付船員ニ關スル特別表彰ハ
 地方表彰ト雖モ事前ニ海軍省兵備局長ニ連絡ノ
 コト

(ハ) 令及同施行規則中「經營者」トハ經營主體即
 チ個人企業ニ在リテハ經營主、會社企業ニ在リ
 テハ社長ヲ謂ヒ「經營擔當者」トハ經營主體ヲ
 代表シ實質上經營ノ衝ニ當ルモノヲ謂フ從ツテ
 會社ノ重役、支配人及工場長ハ「經營擔當者」
 ト看做シ表彰ノ對象タルベキモノトス
 (ニ) 「海軍大臣ヲ主務大臣トスル事業」トハ現在ニ
 於テハ甲造船關係ノミトス

(一) 外地特設廳所屬ノモノノ表彰ニ關シテハ海軍勤
 勞顯功章令施行規則第九條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各
 項ニ依リ實施スルモノトス
 (イ) 派遣元廳ナキモノハ現所屬廳長ノ協議ニ基キ
 海軍省兵備局長ニ於テ之ガ手續ヲ爲スコト
 (ロ) 派遣元廳アルモノハ現所屬廳長ノ協議ニ基キ
 派遣元廳長ニ於テ之ガ手續ヲ爲スコト
 三 特別表彰事項該當ノモノノ中死亡シタル者ノ表
 彰日附ハ死亡當日附ト爲スコト

四 團體表彰ノ場合ノ團體名ノ例示

○〇海軍工廠 ○〇部 ○〇工場 ○〇工長何某外工員
一同
○〇海軍航空廠 ○〇部 ○〇工場 ○〇組組長何某外
何名

(註) 表彰ノ對象トナルベキ團體ノ單位ハ應、部、
工場、班、組又ハ伍等之ニ該當ス
○〇會社社長何某外從業員一同

官房經第一一五九號

昭和十四年官房第五八〇九號中左ノ通改正ス

昭和十八年十月二十二日

海軍省、副官

「達第百九十八號ヲ以テ航空加俸支給規則改正相成候
處」ヲ「當分ノ間」ニ、「月額甲ヲ受クル者」ヲ「月額
ノ加俸ヲ受クル者」ニ改ム

(參照) 海軍會計法規類集卷二、四六八頁

兵備二第五五五號

昭和十八年十月二十一日

海軍省兵備局長

海軍省經理局長

關係各廳長殿

石綿製品及石綿原料需給手續ニ關スル件
申進

首題ノ件別紙石綿製品及石綿原料需給手續ニ依リ實施
ノコトニ定メラレ候條可然取計相成度

(別紙一、様式五葉添)

兵備四第一八八號

昭和十八年十月二十二日

海軍省兵備局長

關係各廳長殿

特設應工(鑛)員ノ身上取扱上ノ所屬區
分ニ關スル件申進

首題ニ關シテハ昭和十七年官房第一七一六號ヲ以テ之
ガ取扱ヲ定メラレアル處同號第一ノ(二)中イノ派遣中ノ
解釋ヲ左ノ通一定シ處理ノコトニ定メラレ候

記

派遣元應出發ノ日ヨリ特設應出發ノ日迄ノ期間トス

兵備四第一〇六四號

昭和十八年十月二十二日

海軍省軍務局長

海軍省兵備局長

關係各廳長殿

0237

自然消滅事項ノ件通知

戰時海軍工員規則並ニ昭和十八年官房備第二三〇號
(十月二日海軍公報) 實施ニ伴ヒ左ノ各號ノ事項ハ自然消滅
(部内限) 參照 ノ義ト了知相成度

記

昭和十二年艦本機密第一六四七〇號	綴政本部編纂海軍工員給與令規便覽 二六四頁
同 年艦本第一六六三六號	右同 二二〇頁
同 十三年艦本機密第二二二六九號	右同 二六九頁
同 十五年同 第七一一六號	右同 二六五頁
同 年同 第七五五六號	右同 一五六頁
同 年艦本會機密第一三五號	右同 一二四頁
同 年艦本第六四四八號	右同 二七五頁
同 十六年軍務一第一八二號	諸例則三卷 五六四ノ九四ノ一頁
同 十七年兵備四機密第一五〇號	工(鐵)員採用年齡ニ關スル件 三月九日海軍公報
同 十八年同 第一七三號	三月九日海軍公報
同 年同 第一七五號	三月一日海軍公報

官房教機密第二八〇號

昭和十八年十月二十一日

海軍省人事局長
 海軍省教育局長

海軍公報(部内限)第四千五百二十五號

昭和十八年十月二十五日

一四三

各鎮守府參謀長 殿
 關係各所轄長 殿

無章兵ノ教育ニ關スル件申進

特修兵ノ急速増加養成ニ關シテハ凡ユル手段ヲ盡シ實施シツアル處之ガ配員率ハ早急ニ現狀以上ニ改ムルコト至難ナルヲ以テ各部ニ於テハ此ノ際無章兵中ノ適任者ヲ選定各科特修兵タラシムル如ク極力教育ヲ行ヒ之ガ缺ヲ補フ様取計ハレ度

追テ右人員ハ所管ノ海軍人事部ニ通知シ成ルベク異動ヲ避クルコトトスル外教育終了後ハ本年官房教機密第一三一號ニ依ル銓衡又ハ海軍特修兵令第一條ノ二ニ依ル特修兵タラシムル様取進メラレ度

經給第一六一號

昭和十八年十月二十一日

海軍省經理局長

關係各廳長 殿

工員定期一般昇級ニ關スル件通牒

戰時海軍工員規則第五十六條ニ依リ本年十一月ニ行フベキ工員(鐵員ヲ含ム)ノ定期一般昇級ハ十月二十一日ニ於ケル現在員ノ半數ニ對シ五錢、昇級有資格者ノ半數ニ對シ六錢二厘ヲ乘ジタル金額ノ合計以內ヲ以テ

左記ニ依リ十一月二十一日附實施ノコトニ取計相成度

記

- 一 現在員トハ十月二十一日ノ在籍者ヨリ左ノ工員ヲ除キタルモノトス
 - (イ) 徵集又ハ召集セラレタル工員及工作科豫備補習生
 - (ロ) 技手養成所練習工員、部外依託修業中ノ工員、選科工員、補習科工員、見習工員及年少工員
 - (ハ) 誓約期間滿了前ノ見習成業者
 - (ニ) 昭和十三年艦本機密第一六六一〇號通牒ニ依ル速成工員ニシテ今期特別昇級セシムル者
 - (ホ) 昭和十七年官房第一七一六號ノ規定ニ依ル特設應ニ轉用ノ工員
- 二 昇級有資格者トハ現在員ヨリ四月二十二日以後入業ノ工員ヲ除キタルモノトス
- 三 前期ニ於ケル定期一般昇級豫算殘額ハ當期ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ得
- 四 昭和十七年官房第一九五二號ノ規定ニ依ル應徵又ハ應召中ノ工員ハ一般配付豫算外ニ於テ昇級セシムルモノトス
- 五 昇級有資格者十月二十二日以後十一月二十一日迄

ノ間ニ轉用ノ場合ニ於テハ左ニ依リ轉用先應ニ於テ昇級セシムルモノトス

- (イ) 轉用元應ニアリテハ轉用工員一人ニ付六錢二厘ヲ當期豫算額ヨリ控除スルモノトス
- (ロ) 轉用先應ニアリテハ一般配付豫算外ニ於テ昇級セシムルモノトス
- (ハ) 特設應ニ轉用又ハ特設應ヨリ復歸ノ工員ニ付テハ前二號ニ準ス

○ 辭 令

- 海軍中佐 松藤 久雄
- 海軍豫備學生採用試験委員ヲ命ス(海軍省)
- 海軍大佐 田邊 匡徳
- 地方事情查察委員會委員ヲ命ス(海軍省)
- 軍令部出仕海軍大佐 山岡 三子夫
- 第一部勤務ヲ命ス
- 軍令部出仕海軍中佐 朝田 肆六
- 第一部第一課勤務ヲ命ス(以上軍令部)
- 海軍主計中尉、森 本 修
- 第四課勤務ヲ命ス(海軍省軍務局)

0239

海軍主計大尉 増本 正典
第三課勤務ヲ命ス(海軍省軍需局)

海軍主計大尉 副島 貞美
臨時資金前渡官吏ヲ免ス(支那支官海軍省經理局長)

海軍技師 齋藤 弘喜
第四海軍施設部ボナベ派遣員ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス

海軍主計中尉 稻 富 廣
右同分任出納官吏ヲ免ス(以上同)
海軍主計兵曹長 片山 文一
軍艦大鳳艦裝員ニ要スル經費支拂ノ爲臨時資金前渡官吏ヲ命ス(同)

○ 雜 款

○移牒物件ニ關スル件照會
本校定員及各種練習生並ニ講習員ニ對スル移牒物件ハ近來激増ヲ極メツツアルモ教程期間短縮サレアル現下ノ情勢ニ於テハ該物件ハ大半其ノ卒業後ニ到達スル次第ニ有之候ニ付本校ヘノ移牒送付物件ニハ退應又ハ入校年月日練習生並ニ講習員ニアリテハ其ノ名稱必ズ明

記相成度

(海軍機雷學校)

○試験問題發送

普通科 機關術
 內火術
 電氣術

特技章附與第二回銓衡試驗問題

右十月十八日左記ノ通發送濟、未着又ハ別ニ必要ノ向ハ至急通知相成度

一 單獨試驗施行豫定ノ各部ニハ直送
二 聯合試驗用ノモノハ各海軍人事部及各警備府宛送付

(聯合試驗參加豫定ノ艦船ニシテ豫定變更ノ爲聯合試驗參加不能ノ向ニ對スル分トシテ若干ノ餘裕ヲ含ム)

(海軍工機學校)

○轉勤者、赴任順路

當隊ハ十月一日開隊ニ付轉勤者ハ左ニ依ラレタシ

(一) 横須賀方面ヨリ
省線藤澤驛經由東京急行線(江ノ島線)西大和驛ニ

テ乗換神中線(地方鐵道)相模大塚驛下車
東京方面ヨリ

省線横濱驛乗換神中線(地方鐵道)相模大塚驛下車

(第二相模野海軍航空隊)

海軍公報(部内限)第四千五百二十四號

昭和十八年十月二十五日

一一四五

○事務開始
海防艦天草艦裝具事務所ハ十月十八日大阪市此花區櫻島南之町日立造船株式會社櫻島造船所内ニ於テ事務ヲ開始セリ

○正誤
十月二十日公報(部内限) 通牒欄二一九頁下段十一行目中「海仁會及海軍共濟組合等」ハ「海仁會、海軍共濟組合等」ノ誤
一一二〇頁上段十三行目中「海軍工應資金會計」ハ「海軍工廠資金會計」ノ誤

0241

(別表)

(昭和十八年十月二十五日海軍公報(部内限))

石綿製品及石綿原料需給手續

第一條 本手續ニ於テ石綿製品トハ石綿スレート、ユタニットパイプヲ含ミ石綿原料トハ右ニ要スル石綿及岩綿混入用石綿ヲ含ムモノトス

本手續ハ(商)ニハ之ヲ適用セズ

第二條 兵備局ハ毎四半期石綿原料ノ配當アリタルトキハ當該年度物動比其ノ他ニ依リ各部局割當配分ヲ定メ關係部局及大日本石綿統制株式會社ニ通知スルモノトス

第三條 海軍工事ニ要スル石綿製品調達ハ左表ニ依ルモノトス

區分	海軍統制契約品	統制契約品以外
各應	統制契約書所定ノ通 (註文書ニ通フ契約擔任官ニ送付)	製品ヲ別紙様式第一ニ依リ各主務部局ニ提出ス各主務部局ハ調査ノ上適當ナル製造業者(極力購買名簿登録者)ヲ指定ノ上要求元及製造業者ニ通知ス 要求元及指示ヲ受ケタル製造業者ハ右通知ニ基キ直接契約ヲ行フモノトス
民間工場	統制契約書所定ノ註文書五通ヲ各主務部局ニ提出ス各部局ハ調査ノ上内四通ヲ統制契約擔當廳ニ移牒ノ上調達ヲ依頼ス	

前項ノ場合民間工場ニ於テハ所要量ニ對スル算出ノ基礎ヲ添附シ發註廳ヲ經由提出スルモノトス

第四條 前條ニ要スル石綿原料ノ供給ハ左表ニ依ルモノトス

區分	處	理
統制契約品ニ要スルモノ	統制契約擔當廳ニ於テ毎月所要量ヲ取纏メ各部局宛様式第二ニ依リ要求スルモノトス 各部局ハ右要求ニ對シ割當配分ノ範圍内ニ於テ査定ノ上大日本石綿統制株式會社ヲシテ石綿原料ヲ供給セシムルモノトス	
統制契約品以外ニ要スルモノ	製造業者ヨリ毎月所要ノ原料石綿ヲ各部局別ニ算出ノ上様式第三ニ依リ關係部局各部局ハ右要求ニ對シ前項ニ依リ石綿原料ヲ供給スルモノトス	

第五條 海軍各處及民間工場(第三條ノ石綿製品受註者ヲ除ク)海軍工事ノ爲自廳又ハ自工場ニ於テ直接石綿原料ヲ必要トスルトキハ様式第四ニ依リ關係主務部局ニ申請スルモノトス

第三條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第六條 主務部局前條ノ要求アリタルトキハ調査ノ上第四條ニ依リ之ガ配給ヲ行フモノトス

第七條 本手續ニ依リ各主務部局ニ提出スベキ文書ハ左表ニ依ルモノトス

區分	提出先
艦政本部	艦政本部會計部長
航空本部	航空本部會計部長
軍需局	軍需局資材班長
施設本部	施設本部總務部長(總務部第二課長抜)
兵備局	兵備局長(兵備局第二課長抜)
其他	經理局契約部長

第八條 石綿原料ノ配給ヲ受ケタル石綿製品製造工場ハ之ガ受拂ノ狀況ヲ毎月末現在ニ付翌月五日迄ニ様式

第五ニ依リ各主務部局ニ提出スルモノトス

附則

本手續ハ來ル十月一日以降ハハルモノトス

様式第一

昭和 年 月 日

(昭和十八年十月二十五日海軍公報(部内限))

各主務部局宛

石綿製品ノ件申請

申請(海軍各廳)名

品種	稱呼	申請數量	現保有數	發售 先望	充當用途	海軍註文工事	記事

民間工場ヨリノ申請ハ所在監督官(艦政本部、航空本部ノミ) 監理官又ハ監査官ノ檢印ヲ受ケ直接各主務部局ニ提出スルモノトス

0243

様式第二

昭和 年 月 日

(昭和十八年十月二十五日海軍公報(部内限))

統制契約擔任應

各主務部局御中

石綿原料配給ノ件請求

品	種	稱呼	數量	配給優先名

0244

様式第三

昭和 年 月 日

(昭和十八年十月二十五日海軍公報(部内限))

各主務部局宛

申請會社名

石綿原料配給ノ件申請

品種	稱呼	數量	要配給期日	充當註文工事

備考 一、充當註文工事欄ニハ各註文工事名又ハ註文書番號ヲ記入ノコト

二、右ニ對スル算出ノ基礎ハ別途附記ノコト

0245

様式第四

昭和 年 月 日

(昭和十八年十月二十五日海軍公報(部内限))

各主務部局宛

石綿原料配給ノ件申請

申請 應 (會社) 名

0246

品	種	稱	呼	數	量	要配給期日	配給先	用	途

- 備考
- 一、本申請ハ石綿製品以外ニ必要トスル石綿原料ノ配給ヲ受ケントスル場合ニ限ルモノトス
 - 二、下請工場ニ要スルモノニ付テハ海軍各廳又ハ親工場ニ於テ申請スルモノトス
 - 三、所要量算定ノ基礎並ニ必要トスル事由等詳細ハ別途附記ノコト

様式第五

昭和 年 月 日

(昭和十八年十月二十五日海軍公報(部内限))

各主務部局宛

製造業者名

保管石綿現狀調(月分)

品種	稱呼	前月越高	本月受高	本月使用高	残高	記事

備考 使用高ノ内譯ハ何時ニテモ必要ニ應ジ調査シ得ル資料ヲ整備シ置クモノトス

0247